

平成29年度第4期第2回東大阪市文化芸術審議会

開催日時 : 平成29年7月11日(火) 10:00~12:06

場 所 : 東大阪市役所本庁舎18階 研修室

○会長 事務局に配布資料の確認をお願いする。

○事務局 事前配布

資料1、自治体文化政策を考える基本的な視点について。

資料2、東大阪市文化政策の取り組み、経過と現状。

資料3、文化政策ビジョンに基づく施策調査票。

資料4、東大阪市文化創造館整備概要。

資料5、東大阪市文化芸術審議会規則。

資料6、第4期文化芸術審議会委員名簿。

資料7、東大阪市文化芸術振興条例。

資料8、東大阪市文化政策ビジョン。

本日配付

次第1枚

文化国際課のイベントのチラシ4枚。

○会長 案件1、自治体文化政策を考える基本的な考えについて説明する。

【自治体文化政策を考える基本的な視点について】講義

○事務局 資料3の調査票について説明。

○会長 東大阪市文化創造館整備について説明をお願いする。

○事務局 案件2、新市民会館建築の進捗状況については、適宜報告するように意見があったため本市文化創造館開設準備室から説明する。

○文化創造館開設準備室

新市民会館整備の進捗状況について報告する。昨年10月に文化創造館の整備運営に当たる事業者が決定。今年の3月に基本設計が完了し、現在詳細設計を進めている。8月を目途に詳細設計を完了。9月から工事着手。平成31年の9月に一般供用開始を予定している。

今回、当審議会で施設整備の概要、文化芸術事業について説明を行う。

【整備概要、文化芸術事業について説明】

○会長 私から一つ申し上げる。文化芸術事業については東大阪市文化芸術振興条例及び文化政策ビジョンにおけるクレジットをつけること。また、鑑賞事業や普及事業という区分は文化庁の助成金における区分になる為、都市文化事業か、市民文化事業なのか、どちらにも属さない収益事業なのか区分をはっきりすること。

それでは、各委員順次ご発言をお願いしたい。

○委員 この会とは関係ないと思うが、東大阪市で国際文化交流の場、外国人と接触する機会をもっともっていただきたい。

○委員 市民文化、都市文化の違いについて非常に勉強になったし参考にしていきたい。これからは外国籍住民施策懇話会においても文化をキーワードにして運営をしたい。

○委員 現在国では、障害者の芸術活動支援モデル事業が全国10カ所に拠点をおき行われているが、拠点との距離がありなかなか届かない。市の中で障害者の芸術活動を行う場として、文化創造館を発表の場であったり、

市民の方々に知っていただく機会にしてほしい。また、建物だけでなく、まちとしての環境整備、バリアフリー化を進めてほしい。

○委員 文化行政の中で、国と都道府県がどういう役割を果たすべきか。また、東大阪市の文化施策との連携をどう目指すべきか会長に聞きたい。

また、文化に関する分野において行政の中でスペシャリストがいない。事業区分の中で人材育成な視点を1つ入れて、事業からいろんな文化を学び将来には東大阪市の職員になって文化コーディネーターになるような人材育成事業をしてほしい。

○会長 ここでいただいた意見に対して回答する。

一つ目は、大阪府の役割は、一般市及び町村のバックアップ支援に注力することと思う。中核市から上は、もう事実上都道府県と対等のレベルと認定されている。だから、文化政策に関して、中核市は大阪府の支援も受ける必要はない。そういう意味で、大阪府はそれ以外のところに注力すべきでないかと思う。規模の小さい自治体では芸術供給のばらつきが激しい。地理的にも不便なところこそ、府の資本を供給するべきと思う。

二つ目に、人材育成。図書館、博物館については人事異動で来たとしても必要な資格（司書、学芸員）を取得することが求められる。しかし、文化ホールに関する芸術職の位置づけがない。現在は、活性化事業助成金の助成対象となる申請書の中に、専門職配置や、基本的なその施設の戦略も書くようになっている。そういうふうにして専門職を育て、配置しましょうと誘導している。今はまだ資格認定までいかないが、あと数年先には芸術職を認定する。

○委員 若者は小中学生がだんだんと若者になっていく。若者たちの心を捉えるような文化や芸術の施策を市がやっていないといけない。この文化創

造館ができたときには、成人祭を人数を分けてしたり、新成人対象の何か文化芸術に親しめるようなイベントをしてほしい。若者たちは文化創造館が東大阪の誇る文化の拠点だということを、その二十歳の時点で知り得ることができると思う。成人祭ができたり、新成人のイベントがあったりすると、東大阪市民でよかったと思えるきっかけになると思う。また、結婚しても東大阪に住み続けている人が多い。その人たちが子育てをして、どんどん東大阪に住み続けたいと思えるような1つの手法として、文化や芸術に親しめるすごい文化の拠点がある市と思ってもらえるようなことをしてほしい。

文化創造館には、子育て世代もいろいろなイベントに参加できるような配慮もしてほしい。

○委員 基本的な視点の話と文化創造館の説明をあわせて一番気になるところは、P F I 事業者がこれから指定管理者になり、事業をする際に、この基本的な視点や、文化芸術振興条例の項目をきちんと共有していけるかということである。問題だと感じるのは、その事業者が収益を上げることが最大のミッションとなり、公益という発想が自然と絞られる流れに向いていきがちになる。市民文化政策という分野の領域に関しては、比較的積極的に手を出していられない可能性が強く、公益性の部分をきちんと担保して、さらにもっと開拓していかないといけない。まだまだそういう場を必要としている方がたくさんいるので、行政と事業者、審議会と三者一緒になってつくっていかないといけない。

評価シートについては、事業の計画をする段階から、この評価シートの項目を意識して事業の計画を行い、あらかじめこの枠を想定しながら仕事ができれば、この評価だけに手をとられることはなく、創造的に評価シートも活用できるのでは。

○委員 人権文化部に少し聞きたい。生涯学習については、教育委員会が所管しているが、これを市長部局に移すという話がある。文化連盟と文化芸術祭、全部これ生涯学習ということで、社会教育センターがやっている。文化の名のつくところは、ここの人権文化部しかない。ところが、人権文化部がその文化連盟や、そういうところに関しては一切関わっていない。

指定管理について、指定管理の選定の際には、文化振興を担っている人権文化部が施設を所管する部局と協議の場をもち等々があるが、どういうことを総合的に調整する役割をしているのか聞きたい。

○委員 P F I 事業者と行政、この考え方とがどれだけマッチングしているか。今この間の建築に関わっているのか。また、でき上がった先15年、条例や計画をもとに、P F I 事業者が基本的な考え方を逸脱しないように、どのようにタグを組んでやっていくのかは非常に気にかかるし、興味がある。また、建物に関しては、すばらしい建物ができる大変期待しているが、どこがより特徴的なのか聞きたい。

介護が必要となり、自分の足ではいけなくても、だれかの力を借りたら、まだまだこういうところに出向いていき、いろんな芸術に触れたいと思う方はたくさんいるので、駐車場の数についても聞きたい。また、その周辺の道や地域との関わりについても聞きたい。

運営に関して、それこそ暇もあって、お金もあって、余裕のある方が来られということではなく、幅広い層の方が来られる館だということで、その開館時間等今まで以上にもっと柔軟な考え方での運営を考えていると思うので折に触れて聞きたい。

自治体文化政策を考える基本的な視点については、東大阪市のすべての部署の方に会長の講演を聞く機会をもってほしい。

○会長 質問に対して回答を願う。

○文化創造館開設準備室

P F I 事業ということで、民間事業者の資金や、経営ノウハウ、あるいは、そういういろいろな能力を活用するという事業である。当然、事業の安定的な運営のためには、民間事業者の赤字の垂れ流しになってはいけない。一定の適正な収益を上げていくことが必要だと思う。要求水準書という仕様書でさまざまな縛りをかけている。運営期間中もモニタリングを行い、市が進行管理をしているというような仕様になっている。

それから、何よりも大事なことが、市とP F I 事業者が、理念や目的を共有すること、これが一番大事であると思う。事業者への入札説明会の折や、落札者選定と事業契約後の全事業者が集まる場で申し上げたことは、文化創造館は、単に建物を建てる事業と思ってもらっては困る。東大阪市の文化をつくっていく施設なので、文化をつくること、端的に言えば東大阪市のまちづくりをしていくこと、こういう思いでやってほしいと伝えた。

それから、市民文化施策に関して、いわゆる収益性の悪いところに手を出さないのではという指摘について、要求水準書の中でそういったこともやりなさいとなっているため、事業者と協議しながら進めていきたいと思う。若者の心を捉える施策についても、非常に大事な視点と思っている。特に本市には市内大学が4つあり、貴重な地域資源と思っている。例えば近畿大学などは文芸学部舞台芸術専攻もあり、連携の動きをとりながら進めている。人口減少をくいとめるための教育の力が大きいということについては、今後の人口減少社会を迎える中で、文化の力というのは大きいと思っている。たとえ人口が減った中でも、活力があって、都市の魅力にあふれたまち、東大阪市であり続けることが必要と思う。

文化創造館をそういったことにもしっかりと貢献できる施設にしたいと思う。

○文化創造館開設準備室

駐車場は約90台あり、車いす用の駐車場もある。大ホール、小ホールとも親子室がある。各ホール、諸室系合わせて授乳室もあり、小さいお子さん、赤ちゃん、お子さん連れの皆さんでも利用しやすいような施設となっている。

またこの施設の特徴、他市との違いは、ホール以外に練習諸室を20部屋ほど用意しているところである。その20部屋はいろんな用途に対応した部屋にしている。音楽スタジオ、ピアノの置いている部屋、ダンスができる部屋、アート活動ができる部屋、それぞれの文化活動を高めていけるような特徴ある設備を数多く備えている。壁の一部をガラス張りにしており、外から見える。また、内部から外が見えることで、お互いの活動が見える仕掛けもあり、隣の部屋でドアを閉めたら何をしているかわからない活動ではなく、積極的に見せることで、さまざまな文化活動がここから交流し生まれて、新しい活動がまた発見できたり、生まれるような施設としている。

○事務局 生涯学習の部分、社会教育の部分については、教育委員会で所管している。もともと平成3年に文化国際課ができるまでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の関係で教育委員会で文化を全てしていた。現在の仕分けでは、市民文化の取り組みの部分を中心に教育委員会、社会教育の所管で取り組んでいる。都市文化の部分について、主に文化国際課で取り組んでいるというのが、東大阪市の組織上の形になっているのが現状である。

○文化創造館開設準備室

まちとの関わりというところで説明させていただく。都市計画法に基づき、まず建設地周辺において、「御厨南二丁目地区地区計画」という地区計画を定めた。その地区の大きな目標として、「魅力ある文化芸術を発信するにぎわいとやすらぎが調和した文化薫るまち」となっている。今後の施設運営の念頭におきながら、進めていきたいと考えている。

○会長 民間事業者の構成というページに、大林組は建物を建てるだけと思うが、運営のグループは今後、東大阪に文化芸術振興条例及び文化施策ビジョン等々の精神に立脚した事業をやるということの担保はどこでとれるかについて、後ほど答えてほしい。

今後、文化芸術審議会をするときには、代表の人は出席しておいてほしい。SPCの代表者を決めて、必ず審議会には出席してください。ということ申し渡しておく。それから、芸術計画をつくるときに、市民文化施策事業なのか、都市文化政策事業なのか、あるいは、この政策の中の第何番目の、これに該当するのはこの事業ですとか、全部説明できるようにしてください。次回の審議会までにまだ事業案がないならば、この方向ですということ提案してください。市民会館は市民会館で勝手に進んでいる。文化政策ビジョンはビジョンです。あれは絵に描いた餅ですということは絶対許せない。

○副会長 今度の文化創造館ができることで、文化芸術振興条例、文化政策ビジョンが今までやってきたことの一つの試金石になると思う。

文化施設、文化プロジェクトの大事なポイントとして3つの「つ」というのをいつもよく言っている。3つの「つ」というのは、最初まずつくるという、これは情熱をもってつくるが、つくったらそれを続ける。このための、つくるときのコンセプトは、市民政策、都市文化政策の両面をもったプロジェクトであること。それをどのように続けていくかと

いうときは、それを担保していく制度、あるいは、この文化芸術振興条例や文化政策ビジョン、もう一度これは原点に立ち返って、常に見直していく。先ほどのPFIの問題など。あるいは、文化芸術審議会自体、どうウオッチしていくのかが、今後の続けるという点での課題になる。

最後の3つの「つ」が伝えるということ。交流などいろいろな伝え方があり、市民政策上の伝え方でいえば0歳から100歳まで。あるいは、外国人も含めて、まさに若者、よそ者の視点になってくると思うが、同時に、次の世代に東大阪の魅力を伝えていくことも大きな役割である。人口の問題も、本当に魅力のある都市は、人口の減少そのものを問題にするよりは、都市の中身に自信があれば、人口が多少減ったところで、活力は衰えないと思う。こういう文化施設、文化行政についての先進的な事例はたくさんあるので、大いに参考にしてほしい。

ビジョンを今後の次世代に伝えていくという、根本のスタンスを大事にして、このつくる、続ける、伝えるという3つの「つ」を、常に大事にこのプロジェクトでもやっていく。これからの文化芸術審議会の役割もそこにあるのでは。今後、市と文化芸術審議会、PFI事業者、一番大事なのは東大阪市民が、この施設ができてよかったと思えるかどうかを、常に大事にして、見守っていきたいと思う。

○会長 そろそろ閉会したいと思うが、手元に東大阪市文化政策ビジョン、東大阪市文化芸術振興条例がある。文化政策ビジョンは、平成20年3月、条例は21年でもうほぼ10年近くたつ。もう仕立て直しの時期。改訂版をつくる作業について問題提起したい。次期の改訂版は、より理念をはっきり示し、方向性を示すだけでなく、施策グループまで抑えられるような計画に仕立て直したい。あわせて、目標指標も入れることが望ましい。今これをもって、SPCの方々と議論しても空中戦になる可能性

がある。もう少し具象性に落とした計画にブレイクダウンして、第3次改訂版をつくる作業にそれぞれ設計図を示していただいたらというのが提案です。

本日は、どうもありがとうございました。

—了—